

南スーダンの状況を見極め総合的な判断を

「平和安全法制」がもたらす日米の絆

最終回 駆けつけ警護

拓殖大学海外事情研究所所長

川上 高司



PKO協力法に盛り込んだ「新たな任務」南スーダンで活動する自衛隊に付与の可能性

平和安全法制が今年3月29日に施行され「駆けつけ警護」などの「新たな任務」が実施可能となり、南スーダンで活動する自衛隊のPKO部隊に付与されるかどうかの判断が大きな問題となっている。

「新たな任務」は改正PKO(国連平和維持活動)協力法に盛り込まれ、武装集団に他国軍などが襲われた場合、PKOに参加中の自衛隊が駆けつけて保護する「駆けつけ警護」、住民の安全を確保するための特定区域での監視や巡回、検問、警護を行う「安全確保業務」、宿営地を他国軍と共同で警護する「宿営地の共同警護」である。

2011年7月に北スーダンから独立した南スーダンでは、根強い民族対立を抱えキール大統領派と反政府のマシヤル前副大統領派との間の内戦が継続して

日本からは和平合意後に設立された国連南スーダンミッション(UNMISS)に司令部要員2人を2008年10月から派遣。その後、2011年に設立されたUN

国連で「アフリカにおける平和構築」討論 積極的な取り組み宣言した岸田外務大臣

国連安保理決議を受け、稲田朋美防衛大臣は、8月14日に現時点での第10次部隊の派遣について、「実施計画などの変更はない」とした。今や焦点は11月に南スーダンに交代要員として派遣する第11次隊に「新たな任務」を付与するかどうかとなった。

政府は11月に派遣される予定の部隊に「駆けつけ警護」や「宿営地の共同警護」に関する近づく訓練を始めると報じられている。前者の続きは、PKOの「実施計画」および「実施要

8月27・28日とケニアで開

MISSへ司令部要員と施設部隊等を派遣している。施設部隊の派遣は2012年1月から開始されたが、現在、自衛隊の第10次隊約350人が6月12日から首都ジュバで道路などインフラ整備に当たっている。

しかし、戦闘が続く南スーダンでの自衛隊のPKO活動は、その根拠となるPKO5原則の「紛争当事者間の停戦合意」がすでに崩れたとの声が与野党からも出てきている。これに対し政府は、「南スーダンの反政府勢力は『国に準ずる組織』とは見なされず『紛争当事者』ではないのでPKO原則は成立する」との見解を示している。

政府はすでに「新たな任務」のうち「安全保障業務」は付与しないとしている。しかしながら、「駆けつけ警護」や「宿営地の共同警護」を付与する場合、武器使用の権限が拡大する。

これまでの武器使用は「自己保存型」に限定されてきたが、新たな任務が付与された場合「任務遂行型」に拡大されることになる。任務遂行上で必要な警告発射などが認められるが、正当防衛や緊急待避以外での危害射撃は禁じられ、隊員は厳しい判断を緊急時に迫られる可能性がある。

平和安全法制施行後の厳しい現実が目の前に迫っているが、政府は南スーダンでの状況を見極めながら総合的に判断せざるを得ず、難しい舵取りを迫られているのが実態だ。

目の前に迫る厳しい現実